

保有個人データ等 開示申請書

アクタス個人情報保護相談窓口御中

年 月 日

	項目	記入欄	記載例
1	開示対象者の氏名		鈴木 一郎
2	現住所		東京都千代田区大手町×-×-×
3	電話番号		03-×××-××××
4	対象会社		(株)アクタス
5	請求項目 保有個人データ・第三者提供記録のうち、開示を請求する情報を選択して記入してください。		保有個人データ
6	個人情報提供時の状況 ・提供日時 ・提供先部署名 ・提供先担当者 ・提供方法／内容		平成 17 年 1 月 1 日 午前 10 時ごろ 営業 1 課 アクタス太郎 電話で近所のアクタス商品取扱店に 問合せした。
7	提供した個人情報		氏名 電話番号
8	申請される方の氏名 (開示対象者と異なる場合は 現住所も記入)	印	
9	開示対象者との関係		本人
10	回答方法 郵送・email による回答のいずれかを選択して記入してください。email による回答を希望する場合には、email アドレスも記入してください。		郵送

備考

- ① 開示請求1件につき、1,000 円の手数料が必要です。(同額の郵便切手を本申請書に同封してください)
- ② 8. 申請される方 が本人の場合には本人であることの確認書類を、本人以外の場合には必ず 9. 開示対象者との関係 をご記入の上、その関係を証する書類を同封してください。尚、現住所と確認書類記載の住所が異なる場合には開示書類をお送りできませんのでご了承ください。必要書類は「注意事項」に記載の通りです。

- ③ この申請書 1 枚で開示請求できるのは1対象会社・1 名のみです。複数の会社名・複数の氏名が記入されている場合には1対象会社・1 名のための申請として取扱いいたします。

必ず次ページの注意事項をお読みください。

会社使用欄
受付日時
受付 NO.

注意事項

1. 開示の対象となる項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、「対象会社」の「開示対象者」についての保有個人データまたは第三者提供記録です。

2. 開示のお求め先(ご郵送先)

〒 160-0022
東京都新宿区新宿二丁目 19 番 1 号
BYGS 新宿ビル 12 階
アクタス個人情報保護相談窓口

3. 開示のお求めに際して提出するもの

- (1) 保有個人データ等開示申請書
- (2) 「開示等の求め」の手数料(1,000 円分の郵便切手)
開示料が不足していた場合、および開示料が同封されていなかった場合にはその旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払がない場合には開示のお求めがなかったものとして対応させていただきます。
- (3) 本人確認のため、または代理人の資格確認のための書面
 - (i) 請求される方が本人の場合
運転免許証、パスポートのコピー(氏名・現住所の入った部分)、印鑑証明書(コピー不可)、住民票(コピー不可)、健康保険証のコピーのうちいずれか 1 つ。印鑑証明書、住民票は回答書面に同封して返却いたします。
(注) 本籍の記載のあるコピーについては本籍を黒く塗りつぶしてください。
 - (ii) 請求される方が本人以外の場合
 - (イ) 法定代理人の場合
所定の申告書 および法定代理権を証する書面(例; 戸籍謄(抄)本、住民票(続柄入り))。法定代理人確認書類(法定代理人の運転免許証のコピーなど。本人確認書類に準ずる。)
 - (ロ) 任意代理人の場合
所定の委任状 および本人の印鑑証明書(作成後 3 ヶ月以内)。

4. 開示のお求めに対する回答方法

申請される方のご希望に従い、申請される方の申請書記載住所宛に書面によって回答するか、または請求書に記載の email アドレス宛に電磁的記録を email に添付して送信する方法によってご回答申し上げます(ただし、後者の方法による開示が困難であるときは、その旨を通知の上、前者の方法によって回答いたします。)

5. 開示のお求めに際して取得した個人情報の利用目的

開示のお求めに際して取得した個人情報は、開示のお求めに必要な範囲のみで取扱うものとします。提出頂いた書類は、開示のお求めに対する回答が終了した後 2 年間保存し、その後廃棄させていただきます。

6. 保有個人データまたは第三者提供記録の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示の決定をした場合はその旨理由を付して通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料を頂きます。

- (i) 申請書に記載されている住所と本人または代理人資格確認書類記載の住所が異なるなど本人が確認できない場合。
- (ii) 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合。
- (iii) 所定の申請書に不備があった場合。
- (iv) 保有個人データの開示の請求において、その対象が保有個人データに該当しない場合。
- (v) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (vi) その他法令に定める場合および法令に違反することとなる場合。

以上